

厚生労働省山口労働局発表
令和6年 11月 28日(木)

担当 厚生労働省山口労働局労働基準部
労働基準部長 上条 訓之
賃金室賃金指導官 古谷 康将
電話 083-995-0372

報道関係者各位

山口県特定最低賃金（4業種）が改正されます

— 効力発生日は令和6年12月15日です —

山口労働局長（友住 弘一郎）は、山口県特定最低賃金（4業種：鉄鋼、電気、輸送、百貨店）を下表のとおり改正することを決定しました。

令和6年11月14日までに官報公示され、4業種すべてが令和6年12月15日から効力発生となります。

記

山口県特定最低賃金(4業種)	改正時間額	引上げ額	効力発生日	(参考) 現行時間額
		引上げ率		
山口県鉄鋼業、非鉄金属製鍊・精製業、 非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素 形材製造業最低賃金	1,116円	52円	令和6年 12月15日	1,064円
		4.9%		986円
山口県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造 業最低賃金	1,032円	46円	1,036円	
		4.7%		948円
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金	1,088円	52円		
		5.0%		
山口県百貨店、総合スーパーマーケット 最低賃金	1,000円	52円		
		5.5%		

※上記山口県特定最低賃金（4業種）において、年齢（18歳未満、65歳以上）、技能習得中（雇入れ後6ヶ月未満）及び特定の業務（清掃、熟練を要しない業務等）に主として従事している労働者については、山口県特定最低賃金が適用除外され、山口県最低賃金が適用される場合があります。

※「山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金」については、日本標準産業分類の改定（令和5年6月改定）により「山口県百貨店、総合スーパー最低賃金」から名称が変更されました。

※すべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）に適用される「山口県最低賃金 時間額979円」については、既に本年10月1日から効力発生となっています。

山口県の最低賃金

必ずチェック！



山口県最低賃金 時間額 979 円

発効日：令和6年10月1日

山口県最低賃金は、山口県内で働くすべての労働者に適用されます。（常用・パートタイマー・アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や名称は関係ありません。）
なお、以下の産業で働く労働者には、それぞれの特定最低賃金が適用されます。

山口県特定最低賃金



最低賃金制度
マスコット
「チェックまん」

発効日：令和6年12月15日

鉄鋼業、非鉄金属製鍊・精製業、
非鉄金属・同合金圧延業、
非鉄金属素形材製造業

時間額 1,116 円

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

時間額 1,032 円

輸送用機械器具製造業

時間額 1,088 円

百貨店、総合スーパー
マーケット

時間額 1,000 円

※業種分類は日本標準産業分類（令和5年6月改定）に基づくものです。

※上記4業種の特定最低賃金については、適用除外となる業種、適用除外者及び適用除外業務が定められています。（詳しくは、裏面をご覧ください。）

○次の手当等は最低賃金に算入しません。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当 | ②時間外、休日及び深夜の割増賃金 |
| ③臨時に支払われる賃金 | ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 |

最低賃金に関するお問い合わせは、山口労働局賃金室（083-995-0372）又は最寄りの労働基準監督署へ

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ○下関労働基準監督署 TEL 083-266-5476 | ○岩国労働基準監督署 TEL 0827-24-1133 |
| ○宇部労働基準監督署 TEL 0836-31-4500 | ○山口労働基準監督署 TEL 083-922-1238 |
| ○徳山労働基準監督署 TEL 0834-21-1788 | ○萩労働基準監督署 TEL 0838-22-0750 |
| ○下松労働基準監督署 TEL 0833-41-1780 | |

賃金引上げを支援する助成金「業務改善助成金」を利用しましょう。

業務改善助成金は、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金に関するお問い合わせは、

業務改善助成金センター（0120-366-440）または山口労働局雇用環境・均等室（083-995-0390）へ



山口県特定最低賃金 適用除外業種、適用除外者及び適用除外業務

特定最低賃金	適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
鉄鋼業、非鉄金属製鍊・精製業、 非鉄金属・同合金圧延業、 非鉄金属素形材製造業	○高炉による製鉄業 ○非鉄金属素形材製造業のうち非鉄金属鍛造品製造業	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業による洗浄、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者 ○倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	○自動車用ワイヤーハーネス製造業 ○民生用電気機械器具製造業 ○医療用計測器製造業 (ただし、心電計製造業は同左の特定最低賃金の適用があります。)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、選別、検数、捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として従事する者
輸送用機械器具製造業	○航空機・同附属品製造業 ○産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ○その他の輸送用機械器具製造業(ただし、自転車・同部分品製造業は同左の特定最低賃金の適用があります。)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかしめ、簡易な組立て、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務に主として従事する者 ○手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパーマーケット		○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

最低賃金額との比較方法

● 時間給 時間給 \geq 最低賃金額

確かめよう！

● 日給
$$\frac{\text{日給}}{1\text{日の所定労働時間数}} \geq \text{最低賃金額}$$

● 月給
$$\frac{\text{月給}}{1\text{か月の平均所定労働時間数}} \geq \text{最低賃金額}$$



1か月の平均所定労働時間数とは
$$\frac{(365 \text{ (366)} \text{ 日一年間所定休日日数}) \times 1\text{日所定労働時間}}{12\text{か月}}$$

※ 賃金が時間給や日給等で組み合わされている場合は、
それぞれを時間額に換算して合計した額 \geq 最低賃金額